

**評価基準と専門職大学院設置基準等との対比表 (大学基準協会)**

グローバル法務系専門職大学院基準	専門職大学院設置基準等
<p><b>【1 使命・目的】</b>  <b>目的の設定及び適切性</b>            評価の視点 1 - 1            グローバル法務系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、目的を設定していること。</p>	
<p>-----            評価の視点 1 - 2            当該グローバル法務系専門職大学院独自の目的は、専門職学位課程の制度上の目的に適ったものであること。            (「専門院」第 2 条第 1 項)</p>	<p>(専門職大学院設置基準)            第 2 条第 1 項 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p>
<p>-----            評価の視点 1 - 3            目的には、どのような特色があるか。</p>	
<p><b>目的の周知</b>            評価の視点 1 - 4            ホームページ、大学案内等を通じ、独自の目的を社会一般に広く明らかにしていること。            (「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項)</p>	<p>(学校教育法施行規則)            第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。            一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること            二～九 (略)</p>

<p>評価の視点 1 - 5 教職員、学生等の学内構成員に対して、独自の目的の周知を図っていること。</p>	
<p><b>【2 教育課程・学習成果】</b> <b>教育課程の編成</b> 評価の視点 2 - 1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。</p>	
<p>評価の視点 2 - 2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務を架橋することに留意しながら、教育課程を体系的に編成していること。その際、次に掲げる事項を踏まえていること。 (「専門院」第6条) (1) グローバル法務系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命(mission)、すなわち、国際的な法務分野における高度な法的専門知識、広い見識及び実務能力を備え、実践的に活躍できる人材を養成するという観点から編成していること。 (2) 国際的な法務分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。 (3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p>	<p>(専門職大学院設置基準) 第6条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>
<p>評価の視点 2 - 3 授業時間帯や時間割は、学生の履修に配慮したものであること。</p>	

#### 評価の視点 2-4

授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則した単位を設定していること。

（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）

#### （大学設置基準）

第 2 1 条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 2 2 条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第 2 3 条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

評価の視点 2-5

社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程とする配慮をしていること。

評価の視点 2-6

産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、

(1) 以外の者が過半数であること。

(1) 学長又は当該グローバル法務系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) グローバル法務分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、グローバル法務系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、グローバル法務分野の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）

(4) 当該グローバル法務系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該グローバル法務系専門職大学院の長が必要と認める者

（「専門院」第6条の2）

（専門職大学院設置基準）

第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でない認められる場合には、第三号に掲げる者を置かないことができる。

一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長（第四号及び次項において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行うものによる団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関

	する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
<p>評価の視点 2-7</p> <p>グローバル法務を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。  （「専門院」第6条第2項）</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第6条第2項 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p>
<p>評価の視点 2-8</p> <p>授業科目には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	
<p><b>授業の方法等</b></p> <p>評価の視点 2-9</p> <p>1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数であること。  （「専門院」第7条）</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第7条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。</p>
<p>評価の視点 2-10</p> <p>実践的な教育を充実させるため、講義に加え、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等の授業形態・方法を採用していること。  （「専門院」第8条第1項）</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第8条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。</p>
<p>評価の視点 2-11</p> <p>多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。  （「専門院」第8条第2項）</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第8条第2項 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関</p>

	<p>して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。</p>
<p>評価の視点 2-12 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 〔専門院〕第9条)</p>	<p>(専門職大学院設置基準) 第9条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。</p>
<p>評価の視点 2-13 授業方法には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	
<p>シラバス 評価の視点 2-14 年間の授業計画、毎回の授業の具体的な内容、方法、使用教材、履修要件等を、シラバスを通じて学生に明示していること。 〔専門院〕第10条第1項)</p>	<p>(専門職大学院設置基準) 第10条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p>
<p>評価の視点 2-15 授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。</p>	

<p><b>履修指導、学習相談</b></p> <p>評価の視点 2-16</p> <p>学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定し、各年次にわたって授業科目をバランスよく履修できるように図っていること。</p> <p>(「専門院」第12条)</p>	<p>(<b>専門職大学院設置基準</b>)</p> <p>第12条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p>
<p>評価の視点 2-17</p> <p>学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性(学習歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行っていること。</p>	
<p>評価の視点 2-18</p> <p>インターンシップ、実習等を実施する場合は、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。</p>	
<p>評価の視点 2-19</p> <p>履修指導、学習相談には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	
<p><b>成績評価</b></p> <p>評価の視点 2-20</p> <p>成績評価の基準及び方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。</p> <p>(「専門院」第10条第2項)</p>	<p>(<b>専門職大学院設置基準</b>)</p> <p>第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>

<p>評価の視点 2-21</p> <p>学生に対してあらかじめ明示した成績評価基準及び方法に基づいて、成績評価を公正かつ厳格に行っていること。</p> <p>(「専門院」第10条第2項)</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>
<p>評価の視点 2-22</p> <p>成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p>	
<p><b>単位の認定、課程の修了等</b></p> <p>評価の視点 2-23</p> <p>学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院入学前に修得した単位を当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則し、当該専門職大学院の教育水準、教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意して行っていること。</p> <p>(「専門院」第13条、第14条)</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第13条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項、第二十七条第二項及び第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程にお</p>



	<p>ける授業科目を履修する場合について準用する。</p> <p>第14条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。</p>
<p>評価の視点 2-24</p> <p>課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。</p> <p>（「専門院」第2条第2項、第3条、第15条）</p>	<p><b>（専門職大学院設置基準）</b></p> <p>第2条第2項 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。</p>

	<p>第 15 条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p>
<p>評価の視点 2-25 課程の修了認定の基準及び方法を学生に対して明示していること。 （「専門院」第 10 条第 2 項）</p>	<p>（専門職大学院設置基準） 第 10 条第 2 項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>
<p>評価の視点 2-26 在学期間の短縮を行っている場合、短縮する期間は標準修業年限の 2 分の 1 を超えるものでなく、かつ、学生に 1 年以上の在学を課していること。また、独自の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。 （「専門院」第 16 条）</p>	<p>（専門職大学院設置基準） 第 16 条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。</p>
<p>評価の視点 2-27 在学期間の短縮を行っている場合、その基準及び方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準及び方法に基づいて、公正かつ厳格に制度を運用していること。</p>	

<p>評価の視点 2-28</p> <p>授与する学位には、グローバル法務分野の特性や当該グローバル法務系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。</p> <p>(「学位規則」第5条の2、第10条)</p>	<p>(学位規則)</p> <p>第5条の2 法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 300 2114 675"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位</td> <td>修士(専門職)</td> </tr> <tr> <td>専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位</td> <td>法務博士(専門職)</td> </tr> <tr> <td>専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位</td> <td>教職修士(専門職)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。</p>	区分	学位	専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位	修士(専門職)	専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士(専門職)	専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士(専門職)
区分	学位								
専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位	修士(専門職)								
専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士(専門職)								
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士(専門職)								
<p><b>学習成果の把握等</b></p> <p>評価の視点 2-29</p> <p>独自の目的に即して学生の学習成果を把握・評価していること。</p>									
<p>評価の視点 2-30</p> <p>修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。</p> <p>(「学教法施規」第172条の2第1項)</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五～九 (略)</p>								

<p><b>教育成果の評価の活用</b></p> <p>評価の視点 2-31</p> <p>学生の学習成果の測定・評価結果、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図る仕組みを整備していること。</p>	
<p><b>教育課程及びその内容、方法の改善・向上</b></p> <p>評価の視点 2-32</p> <p>教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るに際し、学生による授業評価の結果を活用するなど、学生の意見を勘案していること。</p>	
<p>評価の視点 2-33</p> <p>教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際し、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。</p> <p>(「専門院」第6条第3項)</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第6条第3項 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>
<p>評価の視点 2-34</p> <p>修了生等から意見を聞くなど、教育課程及びその内容・方法の改善・向上には、独自の目的に即してどのような特色があるか。</p>	
<p><b>【3 学生の受け入れ】</b></p> <p><b>学生の受け入れ方針及び定員管理</b></p> <p>評価の視点 3-1</p> <p>学生の受け入れ方針を明文化し、かつ、学外に公表していること。</p> <p>(「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項)</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第165条の2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> </ul>

	<p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二～九 (略)</p>
<p>評価の視点 3-2</p> <p>学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準、方法及び手続を設定していること。</p>	
<p>評価の視点 3-3</p> <p>選抜方法及び手続は、事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。</p>	
<p>評価の視点 3-4</p> <p>入学者選抜にあたっては、あらかじめ定めた選抜基準及び手続に基づき、学生の受け入れ方針に適った学生を受け入れていること。</p>	
<p>評価の視点 3-5</p> <p>入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。</p> <p>(「大学院」第 10 条第 3 項)</p>	<p>(大学院設置基準)</p> <p>第 10 条第 3 項 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>
<p>評価の視点 3-6</p> <p>国際的な多様性を考慮するなど、学生の受け入れにおいて、独自の目的に即してどのような特色ある取組みがなされているか。</p>	

<p><b>【4 教員・教員組織】</b>  <b>教員組織の編制</b>      評価の視点4-1      教員組織を編制するための方針を有していること。</p>	
<p>評価の視点4-2      専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。      (「告示第53号」第1条第1項)</p>	<p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)      第1条第1項 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号(大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件)の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき一人の専任教員を置くものとする。</p>
<p>評価の視点4-3      法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授であること。      (「告示第53号」第1条第7項)</p>	<p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)      第1条第7項 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。</p>
<p>評価の視点4-4      専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)      第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指</p>

<p>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者  2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者  3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者  （「専門院」第5条第1項）</p>	<p>導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者  二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者  三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>
<p>評価の視点 4－5</p> <p>当該専門職大学院で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員であること。  （「告示第53号」第2条第1項、第2項）</p>	<p>（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）</p> <p>第2条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p>
<p>評価の視点 4－6</p> <p>実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。  （「告示第53号」第2条第1項）</p>	<p>（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）</p> <p>第2条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p>

評価の視点 4-7

実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。

（「告示第 53 号」第 2 条第 2 項）

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

第 2 条第 2 項 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

評価の視点 4-8

専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。

（「専門院」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 2 項）

（専門職大学院設置基準）

第 5 条第 2 項 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち同項の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあつては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。）であつて、当該設置から五年を経過するまでの間に限る。）。

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

第 1 条第 2 項 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。



<p>評価の視点 4-9</p> <p>専任教員の構成は、その編制方針に基づくとともに、専門職大学院の基本的な使命に照らし適切なものであること。また、理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置し、理論と実務を架橋する教育を十分に展開できるようにしていること。</p>	
<p>評価の視点 4-10</p> <p>カリキュラムの中核をなす科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。</p>	
<p>評価の視点 4-11</p> <p>専任教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮していること。</p> <p>(「大学院」第8条第5項)</p>	<p>(大学院設置基準)</p> <p>第8条第5項 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p>
<p>評価の視点 4-12</p> <p>性別、その他グローバル法務分野の特性に応じた多様性を考慮した教員構成としていること。</p>	
<p><b>教員の募集、任免及び昇格</b></p> <p>評価の視点 4-13</p> <p>教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続に関する規程を定め、それらの基準及び手続に基づいて公正に実施していること。</p>	
<p><b>教員の資質向上及び教員組織の改善・向上のための研修等</b></p> <p>評価の視点 4-14</p> <p>教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。</p> <p>(「専門院」第11条)</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第11条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>

<p>評価の視点 4-15          教員、特に実務家教員について、実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。</p>	
<p><b>専任教員の教育研究活動等の評価</b>          評価の視点 4-16          専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献、社会への貢献等について、適切に評価していること。</p>	
<p>評価の視点 4-17          専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	
<p><b>【5 学生支援】</b>  <b>学生支援</b>          評価の視点 5-1          社会人学生や留学生のための支援体制を整備し、実施していること。</p>	
<p>評価の視点 5-2          学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談及び支援体制を整備し、実施していること。</p>	
<p>評価の視点 5-3          学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、必要に応じどのような支援体制を整備し、取り組んでいるか。また、修了生の同窓会組織等との連携等をどのように図っているか。</p>	
<p>評価の視点 5-4          学生支援には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	

<p>評価の視点 5 - 5</p> <p>学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。</p>	
<p><b>【6 教育研究等環境】</b></p> <p><b>施設及び設備</b></p> <p>評価の視点 6 - 1</p> <p>講義室、演習室その他の施設及び設備を当該グローバル法務系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。 (「専門院」第17条)</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第17条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。</p>
<p>評価の視点 6 - 2</p> <p>学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。</p>	
<p>評価の視点 6 - 3</p> <p>学生の学習、教員の教育研究に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。</p>	
<p>評価の視点 6 - 4</p> <p>施設又は設備には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	
<p><b>図書資料等の整備</b></p> <p>評価の視点 6 - 5</p> <p>図書館（図書室）には当該グローバル法務系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書、電子媒体等の各種資料が計画的かつ体系的に整備されていること。</p>	

<p>評価の視点 6-6</p> <p>図書館（図書室）の開館時間その他の利用条件・利用環境は、当該グローバル法務系専門職大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものであること。</p>	
<p>評価の視点 6-7</p> <p>図書資料等の整備には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	
<p><b>専任教員の教育研究環境等の整備</b></p> <p>評価の視点 6-8</p> <p>専任教員の授業担当時間は、授業の準備その他の教育活動及び研究活動に配慮したものとなっていること。</p>	
<p>評価の視点 6-9</p> <p>個人研究費の配分、個別研究室の整備等、専任教員に対し十分な教育研究環境を用意していること。</p>	
<p>評価の視点 6-10</p> <p>専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。</p>	
<p>評価の視点 6-11</p> <p>事務組織による支援を含め、教育研究活動に対する人的な支援体制を整備していること。</p>	
<p>評価の視点 6-12</p> <p>専任教員の教育研究等環境を整備する取り組みには、当該グローバル法務系専門職大学院の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	

<p><b>【7 点検・評価】</b></p> <p><b>点検・評価</b></p> <p>評価の視点7-1</p> <p>点検・評価のための組織体制を含む仕組みを整備し、当該グローバル法務系専門職大学院の教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。</p> <p>(「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条)</p>	<p>(学校教育法)</p> <p>第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第158条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>第166条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>
<p>評価の視点7-2</p> <p>点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備し、教育研究活動等の改善・向上に結びつけていること。</p>	
<p>評価の視点7-3</p> <p>認証評価機関等から改善を指摘された事項について、適切に対応していること。</p>	
<p>評価の視点7-4</p> <p>外部評価の実施、修了生からの意見聴取等、教育研究活動等の改善・向上を図るうえで、独自の目的に即したどのような特色ある取組みがあるか。</p>	